

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

香川県病院事業管理者 榎 野 博 史

香川県病院局管理規程第 5 号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（初任給調整手当） 第 8 条 初任給調整手当（第 1 種初任給調整手当及び第 2 種初任給調整手当をいう。）については、給与条例及び一般職任期付職員条例の適用を受ける者の例による。この場合において、初任給調整手当に関する規則（昭和 36 年香川県人事委員会規則第 9 号）第 6 条第 1 項中「別表第 1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第 8 号）別表第12」と、同条第 2 項及び第 3 項中「別表第 1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第12」と、<u>第11条中「別表第 2」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第12の 2」とする。</u> 附 則 （診療応援手当の特例） 12 略 <u>（特定診療業務手当）</u> 13 <u>当分の間、基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）における地域医療体制確保加算 2 の施設基準を満たす県立病院の循環器内科、消化器・一般外科又は心臓血管外科に勤務する医師が、その所掌する診療の業務その他の医療サービスを患者に直接提供する業務に従事したときは、第 9 条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として、特定診療業務手当を支給する。</u> 14 <u>特定診療業務手当の額は、1 月につき、1 万円とする。</u>	（初任給調整手当） 第 8 条 初任給調整手当（第 1 種初任給調整手当及び第 2 種初任給調整手当をいう。）については、給与条例及び一般職任期付職員条例の適用を受ける者の例による。この場合において、初任給調整手当に関する規則（昭和 36 年香川県人事委員会規則第 9 号）第 6 条第 1 項中「別表第 1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第 8 号）別表第12」と、同条第 2 項及び第 3 項の規定中「別表第 1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第12」とする。 附 則 （診療応援手当の特例） 12 略

15 特定診療業務手当を受ける職員がその月において6日（管理者が定める日を除く。）以上勤務しなかった場合には、管理者が定めるところにより、減額してこれらの手当を支給する。

16 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員に対する附則第13項及び第14項の規定の適用については、附則第14項中「1万円」とあるのは「1万円に勤務割合を乗じて得た額」とする。

（特定外科診療業務手当）

17 当分の間、特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）における外科医療確保特別加算の施設基準を満たす県立病院の消化器・一般外科に勤務する医師が、その所掌する診療の業務その他の医療サービスを患者に直接提供する業務に従事したときは、第9条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として、特定外科診療業務手当を支給する。

18 特定外科診療業務手当の額は、1月につき、8万円とする。

19 特定外科診療業務手当を受ける職員がその月において6日（管理者が定める日を除く。）以上勤務しなかった場合には、管理者が定めるところにより、減額してこれらの手当を支給する。

20 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員に対する附則第17項及び第18項の規定の適用については、附則第18項中「8万円」とあるのは「8万円に勤務割合を乗じて得た額」とする。

（救急病院看護業務手当）

21 当分の間、特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）における看護職員処遇改善評価料の施設基準を満たす県立病院に勤務する職員が、その所掌する看護業務等その他の医療サービスを患者に直接提供する業務に従事したときは、第9条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める救急病院看護業務手当を支給する。

（1）～（3） 略

22・23 略

（救急病院看護業務手当）

13 基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）における看護職員処遇改善評価料の施設基準を満たす県立病院に勤務する職員が、令和5年4月1日から当分の間、当該職員の所掌する看護業務等その他の医療サービスを患者に直接提供する業務に従事したときは、第9条の規定に関わらず、特殊勤務手当として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める救急病院看護業務手当を支給する。

（1）～（3） 略

14・15 略

24 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における附則第21項及び第22項の規定の適用については、附則第21項各号及び第22項中「8,250円」とあるのは「8,830円」と、「4,125円」とあるのは「4,415円」とする。

(給料月額の7割措置)

25 略

26・27 略

(管理職手当の支給額の特例)

28 附則第25項の適用を受ける職員に対する第7条第2項の適用については、当分の間、同条中「定める額」とあるのは「定める額に、100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

29～31 略

別表第12（第8条関係）
略

別表第12の2（第8条関係）

<u>職員の在勤する地域</u>	<u>基準額</u>
<u>東京都</u>	<u>1,280円</u>
<u>神奈川県</u>	<u>1,279円</u>
<u>石川県</u>	<u>1,113円</u>
<u>大阪府</u>	<u>1,231円</u>
<u>兵庫県</u>	<u>1,172円</u>
<u>岡山県</u>	<u>1,104円</u>
<u>広島県</u>	<u>1,141円</u>
<u>徳島県</u>	<u>1,103円</u>
<u>香川県</u>	<u>1,092円</u>

16 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における附則第13項及び第14項の規定の適用については、附則第13項各号及び第14項中「8,250円」とあるのは「8,830円」と、「4,125円」とあるのは「4,415円」とする。

(給料月額の7割措置)

17 略

18・19 略

(管理職手当の支給額の特例)

20 附則第17項の適用を受ける職員に対する第7条第2項の適用については、当分の間、同条中「定める額」とあるのは「定める額に、100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

21～23 略

別表第12（第8条関係）
略

愛媛県	1,093円		
高知県	1,079円		
福岡県	1,114円		
別表第13（第8条の2、第20条関係） 略		別表第13（第8条の2、第20条関係） 略	

附 則 (施行期日) 1 この規程は、令和8年10月1日から施行する。 (香川県病院局企業職員就業規程の一部改正) 2 香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。			
改正後		改正前	
附 則 (分限の手續に係る特例) 2 第16条の規定によりその定めるところとされた分限条例第5条第1項の規定は、香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）<u>附則第25項</u>の規定による降給の場合には、適用しない。		附 則 (分限の手續に係る特例) 2 第16条の規定によりその定めるところとされた分限条例第5条第1項の規定は、香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）<u>附則第17項</u>の規定による降給の場合には、適用しない。	